

令和3年3月16日事務局長決裁
令和3年4月1日施行

那覇・南風原クリーンセンター施設見学等に関する実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、那覇・南風原クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）の施設見学等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(施設見学等の休業日)

第2条 クリーンセンター施設見学等の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 6月23日(慰霊の日)
- (4) 1月2日及び3日並びに12月29日から同月31日まで
- (5) 公共交通が運休となった場合又は暴風警報が発令された日

2 前項の休業日は、那覇市・南風原町環境施設組合管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めるときは変更することができる。

(施設見学等の時間)

第3条 クリーンセンターの施設見学等の時間は、次のとおりとする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 月曜日から金曜日の午前9時から午前11時30分又は午後1時から午後3時30分まで

(施設見学の対象者)

第4条 施設見学の対象となる者は、原則5名以上の団体とし、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 那覇市立又は南風原町立の小学校及び中学校
- (2) 那覇市在又は南風原町在の小・中学校を除く団体及び個人
- (3) その他管理者が特別な理由があるとして認める者

(施設見学の申請)

第5条 前条に該当し、クリーンセンターの施設見学を希望する者は、次の各号に掲げる期日までに、那覇・南風原クリーンセンター施設見学申請書(第1号様式)を管理者に提出しなければならない。

- (1) 那覇市立又は南風原町立の小学校及び中学校
見学希望日の4週間前まで
- (2) 那覇市在又は南風原町在の小・中学校を除く団体及び個人
見学希望日の4週間前から7日前まで
- (3) その他管理者が特別な理由があるとして認める者
管理者が定める期日まで

2 管理者は、前項の申請があったときは、次に掲げるやむを得ない理由がない限り受理するものとする。

- (1) 第2条に規定する休業日
- (2) 既に予約が入っており、物理的に対応が不可能な場合
- (3) 議会開会中、工事等業務に支障をきたす場合
- (4) その他管理者が施設管理等に支障があると認めた場合
(遵守事項)

第6条 クリーンセンターの施設見学者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 立ち入り禁止場所へ入らないこと。
- (2) 施設の安全稼働に支障を及ぼす行動は厳につつしむこと。
- (3) 所定の場所以外で喫煙、又は飲食しないこと。
- (4) 敷地内で火気は使用しないこと。
- (5) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品を携帯しないこと。
- (6) 動物、ペット類を帯同しないこと。
- (7) その他管理者の指示すること。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほかクリーンセンターの施設見学等に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(平成30年2月26日事務局長決裁)

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年3月16日事務局長決裁)

第1号様式(第5条関係)

那覇・南風原クリーンセンター施設見学申請書(受付票)

【記入欄(太枠内)】

①申込日	月 日 ()
②団体名	
③代表者/担当者	
④連絡先	TEL : FAX :
⑤見学希望日時	月 日 () 時 分 ~ 時 分 ※受入時間は9時~11時30分または13時~15時30分の間とします。 ※説明開始から見学終了までの所要時間は1時間30分程度です。
⑥クラス数・見学予定者数	人 (クラス数: クラス 児童数: 人 引率数: 人)
⑦移動手段	<input type="checkbox"/> 観光バス・マイクロバス (台) ※駐車場: 3台以内 <input type="checkbox"/> マイクロバスでピストン移動 <input type="checkbox"/> モルレルと徒歩 <input type="checkbox"/> 徒歩のみ

注意事項

- 1)当組合ホームページ掲載の実施要領をご確認のうえ、お申し込みください。
- 2)お申し込み状況により希望日に添えない場合があります。
お申込みをする際は事前に係員と日程調整を行ってください。
- 3)未就学児及び小・中学校等の団体は、上履き等をご持参ください。
- 4)見学は、各団体・グループごとに指定されたコースを回って頂きます。
安全確保要員や個別支援を要する児童の対応要員は、各団体において手配してください。
※案内係は付きません。各所に設置された説明モニター等を利用させていただきます。
- 5)見学コースのパトロールのため職員1名を配置いたします。
- 6)学校からマイクロバスでピストン移動される場合、全クラスそろってから説明開始いたします。
※研修室での説明時の受入人数は、感染症等の状況により調整します。

※当日見学者数
人

※見学当日は左の欄に見学者数を記入し、提出してください。

【那覇・南風原クリーンセンター記入欄】

見学日(決定)	月 日 () 時 分 ~ 時 分
特記事項	

<問い合わせ先>

那覇・南風原クリーンセンター

TEL : 098-882-6701 FAX : 098-882-6722